

令和4年

寒河江市農業委員会第3回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第3回総会

日時 令和4年3月25日（金）午前9時00分
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木浩之	2番 土田彦雄	3番 渡辺裕之
4番 新宮しのぶ	5番 眞木早百合	6番 奥山浩二
8番 大泉孝彦	9番 影沢政俊	10番 後藤孝好
11番 氏家理香	13番 猪倉通文	14番 相原稔
15番 片桐道雄	16番 山田和義	17番 菅井孝一
18番 木村三紀		

欠席委員

7番 芳賀 宏 12番 菊地 ひとみ

事務局

事務局長	猪倉秀行	事務局長補佐	芳賀豊彦
総務主査	菊地 亮	農地主査	高橋昭光
農地係主事	稲垣 奨		

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第10号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第11号 農用地利用集積計画書の審議について
- (3) 議第12号 非農地証明願の審議について
- (4) 議第13号 寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

します。

では、報告事項のほうを報告させていただきます。
議案書を開いていただいて、まず1ページ目ですが集計表のほうをご覧ください。

今月は3条申請は所有権移転が5件、賃借権設定が4件、合計9件準備しております。転用申請は今月はありませんでした。今月、その他としまして非農地証明を1件受理しております。合計で10件受理しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

そのまま2ページ目のほうに行ってくださいまして、1番農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。解約ですね。今月は58件受理しております。2ページから8ページまでありますが、2ページから4ページまでは通常の解約でして、5ページから8ページ後半は中間管理事業に対して解約するものになっております。こちらちょっと件数多いので別にしております。通常の解約は16件、中間管理事業に伴う解約が42件、合計で58件受理しております。内容は省略させていただきますので、ご確認のほうよろしく願いいたします。

このままめくっていただきまして、9ページです。2番、工事進捗状況報告書について。未完了が4件、完了が3件、合計7件受理しております。ちょっと右のほう、完了予定日が過ぎているものもありますが、コロナ禍でコンテナ不足ということで工事に遅れが出ているところが多いようです。

報告事項は以上になります。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第10号から議第13号までの議案について一括上程します。

（1）議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第11号「農用地利用集積計画書の審議について」

（3）議第12号「非農地証明願の審議について」

（4）議第13号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」

以上、議第10号から議第13号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る3月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として非農地証明願1件を審査しました。

議第12号「非農地証明願の審議について」、順位2番、寒河江地区の案件です。

貸家が4棟建っており、明らかに非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時37分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

農地法第3条の規定による許可処分について、11ページをお開きください。

(議案書順位9番朗読)

この件につきまして、3月15日、渡辺委員、小野推進委

員と現地を確認してまいりました。所在地は、天童街道のセブンイレブン日田店の十字路を本楯方向に30メートルくらい入った道路西側の農地になります。今まで耕作していた農地にそれぞれ300平米くらいずつ拡大し、1筆ずつ申請し直したというふうな中身になっております。規模拡大ということで何ら問題はないというふうに判断してまいりました。

引き続きまして、12ページ。

(議案書順位14番朗読)

この件につきまして、3月15日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、先ほどのセブンイレブン日田店の十字路を河北町のほうに進んで、角田商事の大きな倉庫を目印に細い農道を入った東側に1,000平米の1筆。その北側水路に沿った農道を入れていき、ソーラーパネルの斜め向かいのサクランボ畑1,000平米が1筆、そのほかにその西側の112号線のバイパスに出る道路沿いの、目印としましてはサラヤ株式会社の作業場の向かい側になりますけれども、西根字内川、約3,000平米の田1筆、そのちょうど北側に面しています西根字内川、ここが約4,000平米の田1筆、さらに北方向に西根字外川原、ここが約2,000平米の田1筆となりますが、この農地は積雪のため地図上からの確認とさせていただきました。合計5筆、約1万1,000平米となっております。

また、事前審査会でありますが、積雪のため西根日田地区の鈴木委員から所在地の確認と意見、アドバイスを聞きながら、再度現地確認を行いました。譲渡人は仙台に住んでおり、遠隔地に居住。また、譲受人は売り人からの要望、経営規模の拡大という申請事由になっておりまして、何ら問題はないというふうに判断してまいりました。

続きまして、順位 15 番、所有権移転。

(議案書順位 15 番朗読)

これも 3 月 15 日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、先ほどの順位 14 番の案件の西根字内川のちょうど東側に面している、約 1,000 平米の田になっております。中身につきましては、順位 14 番と同じですので、省略させていただきます。

以上、3 件の案件につきまして、事前審査会また地区審査会においても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1 番、鈴木です。

11 ページをお開きください。

(議案書順位 12 番朗読)

3 月 15 日に土田委員、渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。所在は地図のとおり J A 三泉支所の前をずっと行くと、右側に入る道があります。ちょうど警察のアパートの南側というところです。申請事由は、■■■■さんが認定農業者を目指しておりまして、その認定農業者になった時点で所有権移転をしたいというふうな申請でありました。現地確認では何ら問題はないということで確認してまいりました。

続きまして、順位 13。

(議案書順位 1 3 番朗読)

同じく 3 月 1 5 日に土田委員、渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。この中河原 1 1 5 番地も 1 1 4 番地と隣接しておりますが、1 1 5 - 1 だけが所有権移転になっているのは、最初譲受人の ■■■■ さんが認定農業者になってから購入したいというふうな意見だったんですけれども、1 1 5 のほうが農用地でなかったということなので、認定農業者になってもならなくても認定農業者の特権を得られないということで、今回所有権の移転という中で申請がありました。1 8 日の事前審査のときも詳しい契約に至った内容等説明いただいてみんな納得したと思います。本日の事前地区審査でも何ら異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

今の同じ人が借りて、それに賃借権と所有権移転ということで、ちょっとこの前の説明してください。この事前審査のときに。

事務局 (農地係主事)

事前審査会のときには出席した方に別途資料をお配りして説明したのですが、そもそも受人の ■■■■ さんが認定農家になりたいと。認定農家になってから農地を売買しますと、私さっき差し替えをお願いしますと言った、ああいう所有権移転を利用権設定等促進事業で利用集積の中で所有権移転ができる。それをすると税金とか優遇を受けられますし、登記も農業委員会がしてきますので司法書士を頼まなくていい、いろいろメリットがあるわけなんですね。その優遇を受けるためには受人さんが認定農家であることと、土地が農用地であること、この 2 つが要件になっているわけなんです、それで ■■■■ さ

んはこの2つとも認定農家になった暁にはお得に買えるからそのとき買いたいと思われていたんですが、ちょうどこの114-1と115-1の間が境界線になっていまして、こっち側、三泉の側が農地じゃなかった。で、114-1のほうは農用地だった。ちょうど境界だったわけですね。先ほども申しあげましたとおり農地が農用地じゃないと認定農家になってからの優遇を受けられないので、言ってしまえば農用地じゃない農地は認定農家になろうがならなからうが優遇はどちらにしろ受けられない。なので、先にこっちは売買してしまおうと。で、こっちが賃借権設定なのは、認定農家になってから買いたいけれども、この■■■さんが次世代人材投資資金をもらっている方でして、経営面積を報告しなきゃいけないわけなんですけれども、ここ2つともその報告の経営面積に計上したいという意図もあったわけですね。なので、認定農家になってから買いたいけれども、認定農家になるのを待っているとその報告に間に合わないということで、買うまでの間、賃借権を設定しておけば経営面積として計上できるということで、こっちは賃借権設定。なので、おいおい認定農家になったらまた総会の議案に所有権移転で上がってくるのがこっち側ですね。こっちは認定農家になるかならないかは関係ないので、先に売買をしてしまうというような、ちょっとややこしかったんですけれども、そういう経緯でこのような申請、2本立てで上がってきております。よろしく願いいたします。

木村議長

今の説明を含めて大体お分かりいただけましたでしょうか。はい。

それでは、続いて高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。9番、影沢です。
11ページをお開きください。

(議案書順位10位番朗読)

この件については、3月17日に相原委員、川越推進委員と現地を調査しました。現地については、説明にありますように国道112号から国道458号に入って、建設業技能安全センター、そこを左のほうに入った申請地になります。貸人は経営規模を拡大するものであり、引き続き耕作をするもので、周辺の農地への影響はないと判断しました。また地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして、12ページ。

(議案書順位16番朗読)

この件についても3月17日、相原委員、川越推進委員と現地を調査しましたが、この件については先月の総会で承認を得たものの、その用悪水路のところが抜けていたということで今回の申請となったわけでございます。何も周辺の農地へは影響はないと思われれます。また、地区審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。
11ページをお開きください。

(議案書順位 8 位番朗読)

申請地へは、地図で見てもらっても分かるように雪のため行くことができなかったので、3月15日に木村会長ほか全委員と地図上の確認をしました。申請地は譲受人が耕作する土地に隣接しており、引き続き利用するもので、周辺の農地への影響はないと思い、地区審査でも異議ありませんでした。引き続き、順位 1 1 番。

(議案書順位 1 1 位番朗読)

この件につきまして、木村会長、菊地委員、眞木委員、菖蒲推進委員と一緒に3月15日に現地調査をしてきました。借人は高齢ではありますが後継者もいて、周辺の農地への影響もないと思います。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (農地主査)

はい、議長。

順位 8 番から 1 6 番までの案件につきまして、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事

務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

私からちょっといいですか。順位の14番と15番のビー・エム・エフさんですけども、ビー・エム・エフさんは大分寒河江市で農地を規模拡大をしてきているわけでありましてですけども、まともに実在している農地が、耕作している土地が少ないという意見が多々ありますので、その辺のところも今後、まあ法的には何ら何も抜けてなく、正式な手続を踏んで所有権移転になっているわけですけども、やはりそういっただけでは、ただ農地を集めてソーラーだけが、何ら農地としての利用価値が少ないような農地がほぼ見られますので、その辺のところも少し各地区の農業委員さんにおいても目を光らせて、お願いしたいと思えます。実は、白岩の幸生のところにも1件ありまして、最初はサクランボを植えて、それが全然駄目で最近栗を植えたというんだけど、どこに植えてるか分からないみたいな実態があるもんですから、私からあえてそういった意見を提出したわけでありまして、各地区にビー・エム・エフさんの農地があると思えます。そういった中でもやはり今後は農地パトロール等でこのビー・エム・エフさんの農地を徹底的に回るとか、そういった方法を取って、正式な農地としての活用をしているのかどうかを確認していければなと思っておりますけれども、農地の委員長、どうですか。そういう考えで。

土田委員

ごもつともでございます。いや、ビー・エム・エフに限らず新規就農者なりいろいろな法人関係で規模拡大やってみまして、各地でいろいろな形でそういうところもありますので、三泉のほうもあります。やはりちょっと荒らしてしまうと地主のほうから苦情くるんだよね。そんなわけでやはり各農業委員の方は常にそういった形で目を光らせていただきたい。

そんなことを私からもお願いしたいと思います。

木村議長

農地常任委員長の土田委員長が言ったとおりだと思いますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ほかにございませんか、意見は。振興常任委員長は何かありませんか。（「ありません」の声あり）ない、はい。

木村議長

それでは、採決します。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第11号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

議第11号「農用地利用集積計画書の審議について」。16ページをお開きください。

（議案書朗読）

30ページの集計表をご覧ください。

寒河江地区、筆数91、面積計10.25ヘクタール、内訳、田9.58ヘクタール、畑0.29ヘクタール、樹園地0.37ヘクタール。

南部地区、筆数53、面積計4.17ヘクタール、内訳、田3.09ヘクタール、畑0.36ヘクタール、樹園地0.72ヘクタール。内訳は、全て中間管理事業になります。いずれの農地も農業振興区域内にあり、地区の担い手等に貸し出すための農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断いたしました。審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、鈴木委員、お願いします。鈴木委員。

鈴木委員

はい、議長。1番、鈴木です。

21ページをお開きください。

(議案書朗読)

続きまして、30ページをお開きください。

西根地区、39筆、計5.07ヘクタール、田4.02ヘクタール、畑0.64ヘクタール、樹園地0.42ヘクタール。

続きまして三泉、6筆、計0.85ヘクタール、田0.67ヘクタール、畑0.18ヘクタール。

いずれの農地も市街化区域外であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、後藤委員、お願いします。後藤委員。

後藤委員

はい、議長。10番、後藤です。

それでは、私のほうから説明させていただきます。まず15ページ目をご覧になっていただきたいと思います。

(議案書朗読)

この方につきましては、長年この方、譲受人のこの田んぼを耕作しておりましたが、譲受人が病気をしまして代わってほしいというふうなことで、この■■■さんが今回お売りするというふうな形になったわけであります。地区審査においても異議はありませんでした。

続いて、農地中間管理事業になります。20ページをご覧になっていただきたいと思います。

(議案書朗読)

続いて、30ページの集計表です。ナンバー5番になります。

筆数が9件、面積が合計で0.93ヘクタール、田んぼが0.93ヘクタールです。そのうち、利用権設定事業、これ抜けておりますけれども、5番柴橋が筆数が1、合計が0.23ヘクタール、田んぼが0.23ヘクタール。

以上です。

木村議長

続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。影沢委員。

影沢委員

はい、議長。9番、影沢です。
15ページをお開き願います。

(議案書朗読)

これについてはいずれも中核農家で認定農業者でもあるので、地区審査では異議ございませんでした。

続きまして、20ページ、中間管理機構です。

(議案書朗読)

続いて、30ページをお願いします。

順位6番、高松、筆数30筆、面積7.38ヘクタール、田んぼが6.21ヘクタール、畑0.11ヘクタール、樹園地が1.07ヘクタール。

続きまして、順位7番、醍醐、6筆、合計で1.1ヘクタール、田んぼが1.1ヘクタール。そのうちの利用権設定等の促進事業についてナンバー6番高松、2筆、0.61ヘクタール、樹園地になります。

中間管理事業については、いずれの農地も農業振興周辺にある地域の担い手等に貸し出すため、農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。4番、新宮です。
21ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、30ページの集計表をご覧ください。

地区名白岩、筆数4、面積、田0.76ヘクタール、合計0.76ヘクタール。

いずれの農地も農業振興区域内であり、地区の担い手に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ちょっと1つだけ聞きたいんだけど、これは賃借料が今までの賃借料でしょう。これは各地区でまだ上がってないからなのかな。4月に、この次のだと新しい賃借料でなる予定なんですよ。

事務局（農地係主事）

中間管理事業、今月、2月、3月、また5月にもあるわけなんですけれども、多分ほとんどが円滑化事業からの乗換えになっていまして、完全な新規というのは多分少ないんじゃないかなと思います。私が見た限りですけれども、多分円滑化事業のときの賃

借料そのまま上がってきている案件がかなり多くて、先月2月分も報告した後皆さんに計画書を郵送したわけなんですけど、ちょっと賃借料足りないみたいな、事務局のほうに問い合わせをもらいまして、うちとして、事務局としては農協さんから契約を各地区でしていただいていますので、賃借料、皆さんそこで判こ押ししたりしているので納得していただいているという体で頂いていますので、取りあえず上げさせていただいたわけなんですけど、昨年末の賃借料設定協議会のほうでもちょっと賃借料下げたほうがいいんじゃないかという話になりまして、寒河江市のホームページでも参考賃借料令和2年度分があってこの間更新させていただいたんですけども、なので金額は一旦これで上がってきていますが、もちろん変更はききますので、ただその手続は必要になってきますので……

木村議長 でも変更する場合は、中間管理事業さんで上げた分は新しい賃借料でいけば、それを向こうで計算してくれるんですよ。自動的にね。

事務局（農地係主事） そうですね。

木村議長 やはりその辺を理解していない人がやはりなかなか、する人がいるもんだから。ただやはり……

事務局（農地係主事） ただ、水田に関しては計画書に自動変更というふうに一言添えてもらっている方が多かったんですけども、樹園地とか畑は自動変更という文言が入っていない計画書が結構たくさんありまして、そういうものはセンターのほうでも自動では変更しないと思われまして、その辺はちょっと各件で個別に賃借料変えさせてくださいという手続が必要になってくると思います。

木村議長 それだと農協のほうに早く決まってあと出してくださいと
いうことで申し入れしないとね。

事務局（農地係主事） そうなりますね。

木村議長 分かりました。じゃあ私のほうからは話しておきます。
ほかにございませんか。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。
議第11号「農用地利用集積計画書の審議について」、原
案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第11号は原案のとおり決定いたし
ました。

木村議長 次に、議第12号「非農地証明願の審議について」、地区
担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の
報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員 はい、議長。11番、氏家です。
議第12号「非農地証明願の審議について」、32ページを
ご覧ください。

（議案書順位2番朗読）

先ほど、代理の話にもありましたとおり、3月18日の事前審査会の出席者の皆様より現地を確認していただきました。申請事由どおりであれば、何ら問題はないと思います。本日の地区審査会においても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

農地法上の許可要件については、特に定めはありません。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第12号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第13号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（総務主査） 議第13号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」。33ページ、36ページをお開きください。

民法改正で成年年齢が4月1日から18歳になるのに合わせて、農地利用最適化推進委員の応募資格のほうも18歳に改正すると、あとは申請書類等の押印見直しにより推薦応募の様式を今の印のマークをなくしたものに改正するものです。内容につきましては35ページ以降をご確認いただければと思います。

なお、農業委員の選任規則のほうは市長部局の農林課で同じように改正する予定です。

以上です。

木村議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、採決します。

議第13号「寒河江市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について」、原案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第13号は原案のとおり決定いたし

ました。

木村議長

これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして本日の総会を終了します。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

令和4年3月25日

第3回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 3番委員.....渡辺裕之.....

議事録署名委員 8番委員.....大泉孝彦.....